

社会福祉法人 天水福祉事業会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年4月30日まで

2. 目標と実施時期・取組内容

<目標>

臨時職員の中から男女ともに正職員への転換を1名以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和7年4月1日～実施

- ・女性活躍推進法及びそれに基づく一般事業主行動計画について発信する。
- ・臨時職員の中から仕事の能力等を評価し、正職員への配置転換を実施する。